

## (仮称)茨城風力発電事業計画段階環境配慮書に対する知事意見

### 1 総括的事項

- (1) 本事業計画は阿武隈山地最南部において福島県と茨城県の県境付近に大規模な風力電源開発を想定するものであるが、ほとんどの事項が未定及び検討中とされるなど、その内容の検討が不十分であることから、今後速やかにこれを具体化し、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に記載すること。
- (2) 風力発電施設の建設及び稼働に伴う環境への影響を的確に把握し、周辺への環境影響が最小になるような計画とすること。
- (3) 工事中の資材の搬出入やその経路については、生活環境への影響が大きく懸念される事項であることから、事前に綿密に検討すること。  
なお、輸送経路については、複数案を比較検討し、その検討結果について方法書に具体的に記載すること。
- (4) 対象事業実施区域周辺において実施予定の他事業による環境負荷について、出来る限り環境影響評価に反映させること。

### 2 水環境について

事業実施想定区域及びその周辺は、広く水源涵養林として周辺住民が日常利用している表流水、井戸水及び湧水の源流域であり生態系の基盤でもあることから、土地の改変や森林の伐開を計画するに当たり、地下水及び湧水の水量への影響を回避又は低減するように配慮すること。

### 3 動植物・生態系について

- (1) 事業実施想定区域及びその周辺は、自然豊かな山林であり、希少な動植物の生息も推測されることから、風力発電機等の規模、構造や配置等を検討するに当たっては、自然環境への影響を回避又は低減するように配慮すること。
- (2) 動植物・生態系について、方法書で充実した記載をすること。  
特に、調査地点やラインセンサスの経路、実施時期や回数について、可能な限り詳しく具体的に記述すること。
- (3) 現存植生の把握は、動植物・生態系の調査、予測及び評価をする上で基礎となるため、正確に行うこと。

### 4 廃棄物について

工事中に多量の伐木と建設残土の発生が予想されるため、それらの適切な処理方法を検討し、方法書に具体的に記載すること。

### 5 その他

- (1) 国有林又は保安林の利用については、これらの本来の目的、機能を十分に考慮すること。
- (2) 本事業の計画及び実施については、周辺住民等に対して丁寧の説明し、十分な理解を

得るように努めること。また、周辺地域に立地する学校や医院等の配慮が特に必要とされる施設の存在に注意すること。